

広情個審第78号
平成31年2月28日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求について（答申）

平成28年9月7日付け広市教学生第46号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第176号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年9月7日付け広市教学生第46号の諮問事案（諮問第176号事案）

平成28年3月30日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月13日付け広市教学生第11号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年7月16日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知書」の「処分を取消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

総務省および法務省によれば、

サービスの宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。

公務員が行う事務は公務である。

公務に関することは職責である。

公務員は法令に従って職務を執行することが義務。

公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり、またそれら公務についての説明責任がある。

公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行

為等を言う。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

これらのことを鑑みたとき、公的な書面をもってする本人確認を怠り、さらに当方の氏名の把握を協議の内容で推測するという行為が適法であるならば法令等にそれらの行為を肯定する記述があるはずであり、その証明もしくは疎明も行えるはずであり、また行わなければならない義務がある。

それらが行えないのであれば、刑法193条、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号および3号、地方公務員法32条、刑事訴訟法239条、公務員の非行などに抵触する行為と思慮する。

当該事務について、実施機関が行政裁量の範囲内などと主張する場合は、法解釈の対象となる法が定められているはずである、しかしながらその根拠法令が開示されていない事実を反対解釈すると根拠法令に該当がない事実は自明であろう。

要するに、「何々をすることができる」などと法に記述があつて始めて「何々」について、社会の多数の合意が取りうる範囲の裁量が認められるものであると考え、根拠法令が示せていないことから広島市教育委員会に行政裁量、判断の余地について発生することはない。

広島市サイトにおいて、「実施機関が保有する個人情報、本人には原則として開示されるべきものです。開示請求に当たっては、まず、それぞれの担当課にご相談ください。請求手続を取るまでもなく、開示できる場合があります。」と記述があり、当該行為はこれを準用して開示したものと解することが相当と考えられるものであるが、一方で本事案の開示請求についてこれを根拠とした情報開示がなされなかったことから広島市教育委員会の意思決定としてはこれを根拠とするものではないと考えられる。

また、広島市個人情報保護条例に基づく開示請求を行った場合、広島市個人情報保護条例施行規則で個人情報の開示請求時に本人であることを証明するために必要な書類の提示を求められておる。

これらのことを鑑みたとき、例え広島市個人情報保護条例で定められた開示請求書の提出、もしくは上記、広島市サイト記述の「請求手続を取るまでもなく、開示できる場合」での開示であっても個人情報の開示には疑いはないため、本人であることを証明するために必要な書類の提示を求めたうえで、本人確認を行う必要があると考える。

また、社会通念上第三者である組織や個人が保有する特定の個人の情報に本人が接触する場合であっても本人確認を行ったうえで開示することが広く合意形成できているものとする。

従って、本事案では、それら本人であることを証明するために必要な書類の提示を求め、本人であることを確認すべきところを実施せず未必の故意を有していたものと認めるのが相当であり、広

島市個人情報保護条例施行規則、公務員の非行に触法する行為である。

意思決定の過程が記録として残せておらず、公文書等の管理に関する法律第 34 条を始めとする広島市情報公開条例に対する挑戦と考える。

実施機関の公文書不存在通知書における項目中の「請求された公文書の件名または内容」と当方の公文書漢字請求書の項目中の「請求する公文書の件名または内容」との記述に相違が生じている。

これらの行為は、刑法 156 条、刑法 158 条に該当する行為と思慮される。

このような触法行為と思慮される行為を行っている一方で、「適正に事務を行っている」「適正に判断を行っている」などと虚偽主張を繰り返す、さらに市民には法令での決まり事を遵守せよというのであれば、自分たちが順守しないことについて道義上、信義則上いかがかと考えるのか、このような組織ならびにそれに属する委員会職員は一切の信用に値しないと考える。

教職員は生徒を指導する立場、校長は教職員を指導する立場、教育委員会は校長を指導する立場。

要するに教育委員会は校長を通じて学校組織を指導する立場であり、ひいては間接的に生徒を指導する立場となる。

ルールを守れと言いながら、一方で自分たちは定められてルールを守らない、これら組織が生徒、児童を間接的であれ教育、指導ができるとは到底考えられない、社会規範に対する挑戦であり説明が果たせないであろう。

特に、司法警察権を有する公務員ならびに教員などは社会通念上、より高度な法令遵守を求められていることは当然であろう、それらを指導する立場でもある教育委員会職員も同等もしくはそれ以上の法令遵守を求められることを否定はできないであろう、最低限の道理、道徳の欠如がうかがえる組織に「適正な事務を行っている」などと主張しえるはずもなく、荒唐無稽な主張であることが判る。

少なく見ても広島市教育委員会の数々の行為は公序良俗に反しておると思慮する。

このような信用に値しない輩には法判断・法適用を厳格にし、本裁決に当たるべきと考える

また、審議会の異議申立に対する答申書に、申立人の主張要旨で「申立人の～略～での主張を要約すると」などと申立人の意見をまとめている場面が多く見受けられる。

例えば申立人の主張を棄却する場合、申立人の意見に対して反論しやすい部分の意見をまとめ、棄却の結論に導きやすいようにしているのではないかという指摘があった場合、それを完全に否定できないのではないかと思料する。

少なくとも、申立人が手間と時間をかけて作成した、申立書の意見については、真撃に見解を頂きたい、反論に値しない項があれば、その項について合理的理由を明示したうえで排すれば良いと考えるところである。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

請求の対象となっている公文書を保有していないため、申立人の主張には理由がないと考える。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

広島市教育委員会職員が個人情報を漏えいすることのできる権限及び根拠となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して、公文書を不存在とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 9. 7	広市教学生第46号の諮問を受理（諮問第176号で受理）
30. 11. 1 （第1回審査会）	第2部会で審議
30. 11. 29 （第2回審査会）	第2部会で審議
30. 12. 13 （第3回審査会）	第2部会で審議
31. 1. 31 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授